

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月5日

京都市長 門川大作

京都市規則第67号

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日」を「補助活動を行う年度の5月31日」に改め、同項各号を削る。

第8条第2項中「人権啓発活動補助金概算払請求書（第4号様式）」を「その旨を記載した請求書」に改める。

第1号様式中「実施予定期間」の右に「(既に活動を実施した場合にあっては、実施日又は実施期間)」を加える。

第4号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局共生社会推進室)